



# 島根県報

平成24年2月24日（金）

号外第14号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（        ”        ） 3

**告 示**

**島根県告示第104号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年2月24日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県道	布部安来線	安来市清井町字川原324番7地先から同市宇賀荘町字高西610番1地先まで	前	A メートル 4.50～12.00	1,150.00	松江県土整備事務所 瀬土木事業所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
			後	B 11.00～54.00	960.00		
			後	B 11.00～54.00	960.00		
"	安来木次線	雲南市大東町上久野1653番3地先から同1654番3地先まで	前	8.00～11.00	92.00	雲南県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
後	22.00～33.00	92.00					
"	"	雲南市大東町上久野1654番3地先から同932番9地先まで	前	A 4.50～13.00	175.00	雲南県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
後	A 4.50～13.00	175.00					
後	B 16.00～27.00	63.00					
"	"	雲南市大東町上久野932番9地先から同882番地先まで	前	4.00～8.00	520.00	雲南県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
後	9.00～12.50	520.00					

## 島根県告示第105号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年2月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	馬潟港線	松江市八幡町字灘大土手外795番5地先から同784番1地先まで	メートル 156.00	平成24年 3月1日	松江県土整備事務所	
〃	安来木次線	雲南市大東町上久野1653番3地先から同793番1地先まで	1,260.00	平成24年 2月24日	雲南県土整備事務所	
〃	大東東出雲線	雲南市大東町小河内593番1地先から同109番3地先まで	130.00	平成24年 2月24日		
〃	黒沢安城浜田線	浜田市弥栄町小坂964番7地先から同地先まで	100.00	平成24年 2月24日	浜田県土整備事務所	
〃	〃	浜田市弥栄町小坂1162番21地先から同地先まで	140.00	平成24年 2月24日		